

年金・保険

国民年金

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、必ず加入することになっています。

国民年金は、就職・転職・退職・結婚などにより、加入のしかた(種別)が変わる場合があります、その都度届出が必要になります。忘れずに住民課に届出してください。

被保険者の種別

▶ 第1号被保険者

自営業の人やその配偶者、学生、アルバイトなどの方。

第2号、第3号被保険者以外の方は必ず第1号被保険者になります。ご自身で加入手続きをして保険料を納めます。

▶ 第2号被保険者

職場の厚生年金や共済組合に加入している方。

厚生年金などの制度を通して国民年金に加入しています。加入の手続きや保険料の納付は会社などが行うため、ご自身で行う必要はありません。

▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者。

配偶者の勤務する会社などに種別変更届を提出することになります。保険料は配偶者の勤務する会社などで拠出金としてまとめて支払われているため、ご自身で保険料を納める必要はありません。

▶ 任意加入をする条件

次の1.～4.のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

1. 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
2. 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
3. 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
4. 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

1. の60歳以上65歳未満の方は、60歳の誕生日の前日より任意加入の手続きをすることができます。

〈広告〉



銀行をこえる銀行へ

紀陽銀行

串本支店

TEL.(0735)62-0666

<https://www.kiyobank.co.jp>

こんなときは届出を

こんなとき	手続き	必要なもの
20歳になったとき	日本年金機構から加入のお知らせが届きます。	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ※学生納付特例を希望する場合は学生証のコピーまたは在学証明書の原本
退職したとき	国民年金の加入手続き	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ 退職日の分かる書類 ※免除を希望する場合は雇用保険の離職票または受給者証
配偶者の扶養から外れたときや配偶者が退職したとき	第1号被保険者への種別変更手続き	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☒ 扶養の喪失日が分かる書類
町外から転入したとき	国民年金の住所変更手続き	☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書
海外へ転出するとき	国民年金を納付する場合は任意加入の手続き	☒ 通帳 ☒ 通帳印 ☒ 年金手帳または基礎年金番号通知書

保険料の納め方

国民年金の保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で全国の金融機関(銀行、郵便局など)やコンビニエンスストアで納めることができます。前納や口座振替による割引制度もあります。クレジットカードによる支払いも可能です。

また、月400円の保険料を上乗せして納付することで、老齢基礎年金に上乗せした付加年金を受給できます。

さらに、国民年金に上乗せできる国民年金基金制度もあります。詳しくは国民年金基金連合会ホームページまたは和歌山県国民年金基金ホームページをご覧ください。

(注:付加年金と国民年金基金の同時加入はできません。)



保険料の免除・猶予制度

▶ 申請免除

経済的な事情などから保険料を納められないときには、申請すると保険料納付を免除される場合があります。免除には全額免除や一部免除があり、免除された期間は年金受給資格期間として計算されますが、免除割合に応じて年金額は減額されます。

▶ 納付猶予

50歳未満の方は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

▶ 学生納付特例

学生の場合は、本人の所得により申請すると保険料納付が猶予される場合があります。猶予期間は年金受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されません。

※免除・猶予いずれの場合も、10年以内であれば後から保険料を追納することができます。

国民年金の給付

▶ 老齢基礎年金

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間を合わせて10年以上ある方が65歳になったときに支給されます。(注:満額の受取に必要な期間は40年です。)

▶ 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前または60歳から65歳になるまでの年金受給待機期間中に初診日のある病気やけがで、一定の障がいが残った場合に支給されます。一定の保険料納付要件がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

▶ 遺族基礎年金

国民年金加入中または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。障害基礎年金と同じく一定の保険料納付要件がありますので、詳しくは住民課へお問い合わせください。

▶ 寡婦年金

国民年金の期間のみで老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳までの間支給されます。

▶ 死亡一時金

3年以上国民年金保険料を納めた方が、年金を受けずに死亡したとき、生計関係のあった遺族に支給されます。

国民健康保険

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

年金・保険

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき、安心して治療が受けられるようにするための大切な医療制度です。

国保に加入する方

会社など職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方を除いた全ての人が加入しなければなりません。

国保に関する届出

加入や脱退など次のようなときには14日以内に届出が必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入したとき	☒ 本人確認書類
	職場の健康保険をやめたとき	☒ 本人確認書類 ☒ 健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	☒ 本人確認書類 ☒ 母子健康手帳
	子どもが生まれたとき	☒ 本人確認書類 ☒ 生活保護廃止証明書
国保を脱退するとき	生活保護を受けなくなったとき	☒ 本人確認書類 ☒ 生活保護廃止証明書
	他市町村に転出するとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ
	職場の健康保険に加入したとき	☒ 国保と職場の資格確認書又は資格情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ
その他	死亡したとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ ☒ 喪主の通帳
	生活保護を受けることになったとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ ☒ 生活保護開始証明書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ
	世帯分離・世帯合併したとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ
	修学のため他市町村に住むとき	☒ 資格確認書又は資格情報のお知らせ ☒ 在学証明書
	資格確認書又は資格情報のお知らせをなくしたり破損したとき	☒ 本人確認書類または資格確認書又は資格情報のお知らせ

本人確認書類とは免許証・パスポート・マイナンバーカード・介護保険証など。(官公署発行の写真付きのものは1点、それ以外は2点必要)

▶ 加入の届出が遅れると加入しなければならない日までさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

▶ 脱退の届出が遅れて、国保の資格で医療機関等を受診してしまうと、後で医療費を全額支払わなければならないことがありますのでご注意ください。

医療機関での自己負担

年齢区分	自己負担割合
70～74歳	※2割(現役並み所得者は3割)
義務教育就学児童～69歳	3割
義務教育就学前児童	2割

高額療養費

月毎の医療費の自己負担額が一定額を超えたときは、支給申請することにより、超えた分が国保から払い戻されます。ただし、保険適用外の差額ベッド代、食事代などは対象外となります。支給については、国保連合会の審査(3～4か月かかります)に基づいて指定の口座に振り込まれます。

高額医療・高額介護合算制度

世帯内で国保医療・介護保険の両保険から給付を受けることによって自己負担額が一定額を超えたときは、両保険を通じた自己負担限度額(毎年8月～翌年7月末までの年額)が適用され、超えた分が払い戻されます。

出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。

葬祭費

国保加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に3万円が支給されます。

交通事故にあった場合

交通事故などで加害者から受けた傷病による治療費は、被害者に重大な過失がない限り、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、加害者との話し合いがつかなかったり、遅れたりするときは、第三者行為による傷病届を提出することにより、国保で治療を受けることができます。

国民健康保険税

問 税務課 ☎62-0586

医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分を合わせた金額が国民健康保険税(保険税)となります。

医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分は、それぞれ所得や、加入者の世帯と加入者数に応じて算出された、所得割、世帯別平等割(一世帯あたりの定額)、被保険者均等割、(世帯の加入者に応じて計算)の合計です。(子ども・子育て支援金分については上記に18歳以上均等割(世帯の18歳以上加入者に応じて計算)も加えます。)ただし、介護納付金分は介護保険の第2号被保険者(40～64歳の方)についてのみ算定します。

保険税率等と賦課限度額は、年度ごとに医療給付費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分それぞれに定めています。

▶ 非自発的失業者の軽減

会社の都合(倒産、リストラなど)で失業した方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードにより判断)の保険税額を計算するときに、給与所得額を30/100とみなすことで保険税を軽減する制度があります。この軽減を受けるには申請が必要です。詳しくは住民課までお問い合わせください。

▶ 軽減制度

低所得者層の負担を少なくするため、世帯の所得に応じた税額の軽減制度(7割・5割・2割)があります。これは、各軽減世帯に対し、均等割額と平等割額を軽減するものです。

【7割・5割・2割軽減の適用を受けるためには…】

軽減のための申請書を提出する必要はありませんが、所得申告をしていることが必要です。

※所得申告がない場合、軽減対象世帯であっても軽減が受けられないので、必ず所得申告をしてください。

▶ 保険税の納付

7月から翌年3月までの計9回の納期に分けて納付していただきます。定められた納期限までに納付がない場合には延滞金が加算され、納付が遅くなるほど延滞金がかさんで負担が大きくなります。納期内に納められなくなった場合は、速やかに税務課まで納税相談にお越しください。支払方法などの相談をお受けします。なお、特別の事情がなく滞納すると、医療機関での自己負担の負担割合が10割になる場合があります。

特定健康診査・特定保健指導

問 福祉課保健センター ☎62-6206
住民課 ☎62-0561

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善し、生活習慣病などの有病者・予備軍を減少させることを目的とした健診と保健指導を行います。無料ですので、ぜひとも受診ください。

対象者

40歳～75歳未満の国民健康保険加入者(被保険者)

健診方法

受診券・マイナ保険証または資格確認書を持参の上、集団健診または医療機関健診で受診します。(対象者には、受診券などを個別通知します。)

健診内容

【特定健康診査】

問診、身体計測、尿検査、血圧測定、身体診察、血液検査、心電図を行います。

【特定保健指導】

健診結果により、生活習慣病の発症リスクなどから3つのグループに階層化して、保健指導を行います。

- ▶「情報提供」 受診者全員に行う。
- ▶「動機付け支援」 原則一回の面接で、保健師、管理栄養士のサポートのもと、生活習慣改善のための目標と計画を立て、3か月後に改善状況の電話確認を行う
- ▶「積極的支援」 初回面接で、保健師、管理栄養士のサポートのもと、メタボ改善の目標と計画を立て、3か月以上継続した支援(面談や電話)を行う。

後期高齢者医療制度

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

対象者

- ▶ 75歳以上の方(75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。)
- ▶ 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、広域連合に認められた方(町役場に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入します。)

保険料

保険料額は、均等割と所得割の合計額ですが、収入の少ない世帯の方は、保険料が軽減されます。

保険料の徴収は、原則年金からの天引きとなりますが、75歳になった年度は普通徴収(金融機関などで納付)となります。

また、年金天引きを希望しない方は「納付方法変更申出書」を提出することにより、金融機関からの口座振替にできます。

▶ 高額療養費

1か月の医療費(保険適用分)の自己負担額が一定額を超えたときは、支給申請することにより、超えた分が後期高齢者医療広域連合から払い戻しされます。

払い戻しには診療月から3~4か月かかります。

▶ 高額医療・高額介護合算制度

8月から翌年7月までの1年間で、介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったとき、定められた限度額を超えた額が払い戻しされます。

▶ 療養費

次のような場合で医療費の全額を支払ったときは、申請により支払った費用の一部について払い戻しが受けられます。

- ▶ 医師の指示により、コルセットやギプスなどの補装具をつくったとき
- ▶ 旅行中などに、急病等でやむをえずマイナ保険証または資格確認書を持たずに診療を受けたとき

▶ 葬祭費

後期高齢者医療制度加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に3万円が支給されます。



年金・保険

特殊詐欺

気づいて防ごう!

あれ?と思ったら、
詐欺かも...
と疑いましょう。



警視庁HP

その他の特殊詐欺は、
こちらからも確認できます。

▶ オレオレ詐欺

「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ。」



▶ 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつける

▶ 預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

▶ 架空料金請求詐欺

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。」などのメールやハガキ



特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

- ☑ 日頃から家族でよく話し合う
詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。
- ☑ 電話でお金の話をしないと約束しておく
- ☑ 家族で事前に「合言葉」を決めておく
- ☑ 常に「留守番電話」に設定してもらう

出典元:警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/tokushu/furikome/furikome.html>